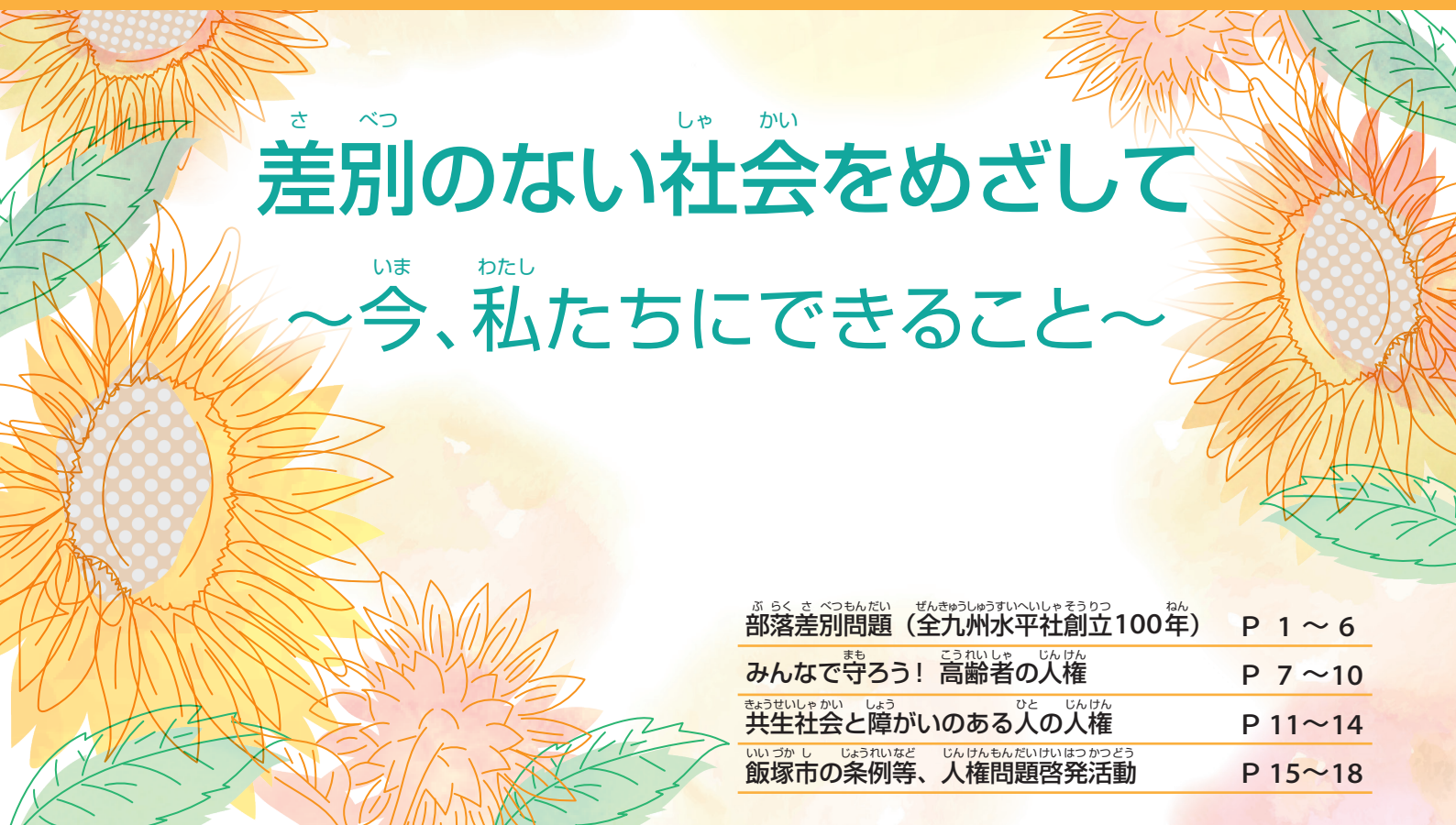


じ ん け ん

人権いいづか

12月4日(月)～12月10日(日)は人権週間です。



差別のない社会をめざして

～今、私たちにできること～

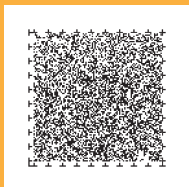
ぶ ら く さ べ つ も ん だ い ぜ ん き ゅ う し ゅ う す い へ い し ゃ そ う り つ ね ん 部落差別問題（全九州水平社創立100年）	P 1～6
み ん な で 守 ろ う ！ こ う れ い し ゃ じ ん け ん みんなで守ろう！ 高齢者の人権	P 7～10
き ょ う せ い し ゃ かい し ょ う ひ と じ ん け ん 共生社会と障がいのある人の人権	P 11～14
い い づ か し じ ょ う れ い な ど じ ん け ん も ん だ い け い は つ か つ ど う 飯塚市の条例等、人権問題啓発活動	P 15～18

No.18

2023(令和5)年
12月1日

いいづかし
飯塚市

※ この冊子には、音声コードが奇数ページ
ひだりした ぐうすう みぎした いんさつ
左下、偶数ページ右下に印刷されています。
よみあげ せうち い
読み上げ装置やUni-Voiceアプリを入
たスマホで読み取ると、記録されている情
ほう おんせい き
報を音声で聞くことができます。



部落差別問題

みなさんは、部落差別は昔のことで、
今はもうなくなりましたか？

結婚・就職などにおける差別・差別につながる身元調査

- 被差別部落出身であることを理由に結婚に反対されたり、就職において不利な取扱いを受けたりする。
- 出身地を調べ、特定の地区が被差別部落かどうか調査をする。

などの差別事象は、いまだ見られます。

最近では、インターネット上において、特定の地域やその住民・出身者などを誹謗中傷する差別書き込み、特定の地名を名指しで差別する説明や写真、動画を掲載するなど差別を助長する行為が発生しています。

差別はなくなっておらず、むしろ見えにくくなることで、一層複雑化、悪質化しています。



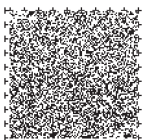
部落差別問題は現在もなお身近な問題として起きているのです。

国は、解決にむけて「部落差別の解消の推進に関する法律」をつくりました。

差別や偏見に基づくこうした行動は、

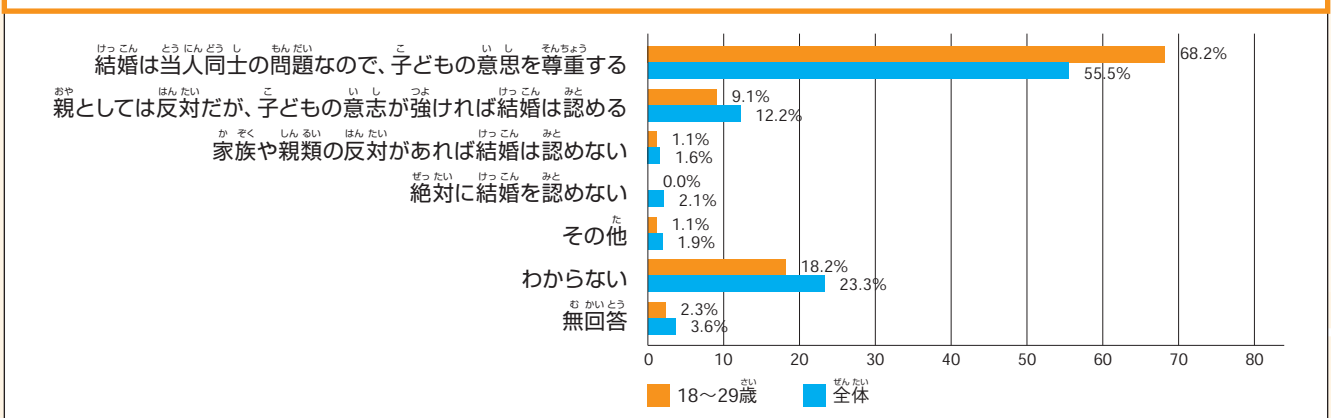
他人の人権や尊厳を傷つけるものであり、

決して許されません。



●自分の子が結婚しようとした際の自身の態度

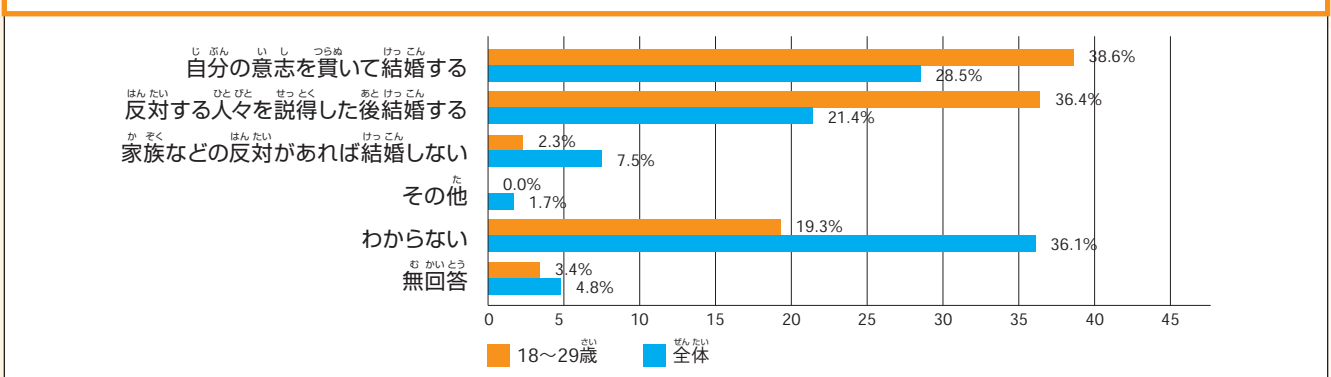
Q あなたのお子さんが同和地区の人と結婚しようとしたとき、あなたはどのようにしますか



若年層の回答からは、誰と結婚するかは当事者が決めるという考えがいちばん多いことがわかります。また、「絶対に結婚を認めない」が0%だったことに希望を感じます。

●自身が結婚しようとした際の態度

Q あなたが同和地区の人と結婚しようとしたときに家族や親類から反対を受けた場合どうしますか

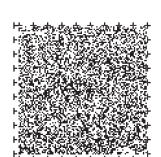


若年層の回答を見ると、8割近くの人が「自分の意志を貫く」「反対する人々を説得する」を選び、自分たちの力で差別を乗り越えようとしていることがわかります。

このような結果は、これまでの部落差別問題をなくす教育や啓発活動の成果であり、「差別をなくす」という市民の意識が広がってきていることが見えます。

しかし、「結婚しない」「わからない」と回答する人も一定数いることから、部落差別はなくなったとはいえません。

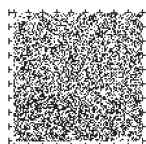
このことから、部落差別の解消を推進するには、今後も教育や啓発が重要であるといえます。



ぜん きゅうしゅう すい へい しゃ そう りつ ねん むか 全九州水平社創立100年を迎えて

じん けん しゃ かい そう そう ぶ らく かい ほう うん どう せい か れき し 人権社会創造への部落解放運動の成果の歴史

せい れき ねん ごう 西暦(年号)	ぶ らく さ べつ かい しょう おゆ 部落差別解消への歩み
1871年 (明治4年)	かい ほう れい 解放令 めい じ せい ねん 明治政府が公布した「解放令」によって、封建的な身分制度は廃止されたが、差別意識の解消には結びつかなかった。
1922年 (大正11年)	ぜん こく すい へい しゃ そう りつ きょう と 全国水平社創立(京都) 3月3日部落差別に苦しむ人々が自ら声を上げ、差別からの解放をめざして創立。
1923年 (大正12年)	ぜん きゅうしゅうすい へい しゃ そう りつ ぶく おか 全九州水平社創立(福岡) 5月1日九州地区においても水平社創立の機運が高まり、福岡市東公園にあった、博多座において創立。 福岡県水平社創立(飯塚) 7月1日九州各県に水平社が創立され、福岡県でも旧飯塚町嘉穂公会堂にて創立。 飯塚市出身柴田啓蔵により「水平歌(解放歌)」が作られる。
1947年 (昭和22年)	に ほん こく けん ぽう し ごう 日本国憲法の施行 き ほん てき じん けん ぞん じょう かの 基本的人権の尊重を掲げた。
1963年 (昭和38年)	きょう かい しょ む しょう かい ぼし 教科書無償化が始まる きょう かい しょ む しょう かい ちと どりみ ひ さ べつ ぶく ぼく せい しゃ よう けい ぼし れん たい ひろ 教科書無償化を求める取組は、被差別部落の保護者の要求から始まり、連帯の広がりによって法律が制定された。
1965年 (昭和40年)	どう わ たい さく しん ぎ かい どう しん 「同和对策審議会」答申 ぶ らく さ べつ かい しょう くに せき む こく みてき かい どう しん 部落差別の解消は国の責務であり国民的課題であると答申された。
1969年 (昭和44年)	どう わ たい さく じ ぎょう とく べつ そ ち ほう ごう ぶ 「同和对策事業特別措置法」公布 ぶ らく さ べつ かい しょう くに ち ほう ぎょう だん たい せき む さだ じ ぎょう じつ し ほう りつ せい てい 部落差別解消のための国と地方公共団体の責務を定め事業を実施するための法律が制定された。 7月に「同和对策事業特別措置法」が制定されたことから、福岡県は、昭和56年に毎年7月を「福岡県同和問題啓発強調月間」と定め、県内各市町村においてさまざまな啓発事業を実施している。
1973年 (昭和48年)	ぜん こく どう いつ おう ぼ よう し せい てい 全国統一応募用紙制定 ぜん こく ち びん ぽつ しゅう じょく さ べつ じ けん たい さ べつ てい べい うん どう せい てい 全国各地で頻発した就職差別事件に対する差別撤廃運動により制定された。
1975年 (昭和50年)	ぶ らく ち めい そう かん じ けん ほん かく 部落地名総鑑事件が発覚 きぎょう さい よう さ べつ じ けん ほん かく 企業による採用差別事件が発覚した。
1996年 (平成8年)	ち いき かい ぜん たい さく きょう ぎ かい い けん く しん 「地域改善対策協議会意見具申」 さ べつ い せき かい しょう む じん けん きょう いく けい ぼつ すい しん 差別意識の解消に向けた人権教育・啓発を推進することを提言した。
2000年 (平成12年)	じん けん きょう いく およ じん けん けい ぼつ すい しん かん ほう りつ し ごう 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」施行
2016年 (平成28年)	ぶ らく さ べつ かい しょう すい しん かん ほう りつ し ごう 「部落差別の解消の推進に関する法律」施行
2018年 (平成30年)	いい づか し ぶ らく さ べつ さ べつ かい しょう すい しん かん じょう れい し ごう 「飯塚市部落差別をはじめあらゆる差別の解消の推進に関する条例」施行
2019年 (平成31年)	ふく おか けん ぶ らく さ べつ かい しょう すい しん かん じょう れい し ごう 「福岡県部落差別の解消の推進に関する条例」施行



さ べつ くる ひと ひと みすか ちから さ べつ
差別に苦しめられてきた人々は、自らの力で差別を
なくしていくための努力を続けてきました。

ぜん こく すい へい しゃ ぜん きゅうしゅう すい へい しゃ
全国水平社から全九州水平社へ

すい へい しゃ せん げん り ねん ぜん こく てき ひろ きゅうしゅう ち く
 水平社宣言の理念は全国的な広がりを見せ、九州地区におい
 ても水平社創立の機運が高まりました。

1923 (大正12) 年に「解放の父」と言われた松本治一郎が
 初代執行委員長となり、福岡市の東公園にあった博多座を会場
 として、全九州水平社創立大会が開催されました。

その後、九州各地で水平社が創立され、同年福岡県水平社が
 旧飯塚町で創立されました。



ぜん きゅうしゅう すい へい しゃ そう りつ たい かい ねん じゅう しん
 全九州水平社創立大会記念写真
 (出典) 水平社博物館

ぜん きゅうしゅう すい へい しゃ そう りつ じん りょく
全九州水平社創立に尽力

いい づか し し ざん ころ
 (飯塚市誌より参考)



しば た けい ぞう
柴田 啓蔵

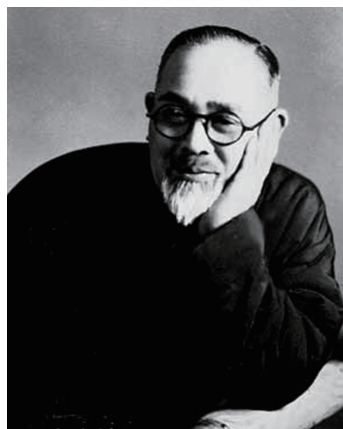
しゅってん もり やま せん い ち きょう ちよ
 (出典) 森山沾一 共著
 じゅんぎ ほし かがや
 『殉義の星と輝かん』

いい づか し すい へい しゃ かつ どう じん りょく ひと
 飯塚市にも水平社の活動に尽力した人がいます。
 とう じ きゅうせい まつ やま こう こう ねん ざい がく しば た けい ぞう ちん ぜい むら しゅっ しん か ほ
 当時、旧制松山高校1年在学の柴田啓蔵（鎮西村出身 嘉穂
 ちゅう がく そう ぎ ぎょう ぜん こく すい へい しゃ そう りつ たい かい つよ えい きょう ただ いい
 中学卒業）は全国水平社創立大会に強く影響され、直ちに飯
 づか き せい ちん ぜい むら ちゅう しん すい へい しゃ せん でん かつ どう
 塚へ帰省し、鎮西村を中心に水平社の宣伝活動をはじめまし
 た。九州最初の水平運動宣伝といえます。

その後、松本治一郎に全九州水平社委員長就任を要請しま
 した。全国水平社創立の翌年2月に全九州水平社創立準備会
 ほっ そく かつ たち そう りつ たい かい ひ じっ しつ てき ぜん きゅうしゅう すい
 を発足させ、5月1日を創立大会の日とし、実質的な全九州水
 へい しゃ ほっ そく
 平社の発足となりました。

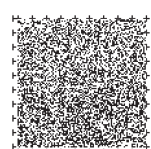


もり やま せん い ち し こう えん かい し り ょう てん さい
 「森山沾一氏講演会資料より転載」



まつ もと じ い ち ろう
松本 治一郎

ぶ らく かい ほう ちち
 部落解放の父といわれる
 ぶ らく かい ほう どう めい ちゅう おう ほん ぶ てん さい
 「部落解放同盟中央本部HPより転載」



1. 部落差別をなくすことは、法律・条例に

定められた国の責務であり、国民の課題です。

日本初の人権宣言といわれる「水平社宣言」が出されて100年が経ちました。

「人権」は誰もがもっている幸せになる権利であり、日本国憲法で保障されています。

この100年の間、差別のない社会実現のため、さまざまな運動が行われてきました。

2016 (平成28) 年「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。

「部落差別の解消の推進に関する法律」(要約)

第1条には「現在もなお部落差別が存在する」「部落差別は許されないものである」

「部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする」

と明記されています。

飯塚市においても、2018 (平成30) 年4月に「飯塚市部落差別をはじめあらゆる差別の解消の推進に関する条例」を施行しました

「飯塚市部落差別をはじめあらゆる差別の解消の推進に関する条例」(抜粋)

第1条(目的)

部落差別をはじめ、障がい者、外国人への差別等あらゆる差別の解消を推進し、差別のないまちづくりを実現することを目的とします。

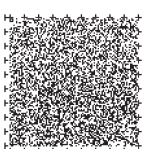
第2条(市の責務)

行政のすべての分野で市民の人権意識の高揚に努めます。

第3条(市民の責務)

市民は、お互いの人権を尊重し、差別をなくすための施策に協力します。

これにより、部落差別をはじめ障がいのある人、外国人への差別などあらゆる差別の解消を推進し、市民一人ひとりの人権が大切にされる人権尊重のまちづくりを進めています。



2. 部落差別をなくすために私たちにできること

■ 正しい知識をもちましょう

インターネット上にはさまざまな情報があふれています。しかし、その中には、根拠のないうわさ話や誹謗中傷などがみられることも事実です。

これらの情報に対して、私たちは正しく見極め適切に判断するための知識をもつことが大切です。

そのためにも、地域や職場で開催される人権問題の講演会や研修会に積極的に参加して学び続けていきましょう。



■ あなたがもし差別に直面したら？

身近なところで差別が起こり、そのおかしさに気づくことができたとき、あなたはどんな行動をとりますか？

何もしない、見て見ぬふりをするのは

差別をしたことと同じです。

「それっておかしくない？」と、あなたの気づきを伝えてみませんか？

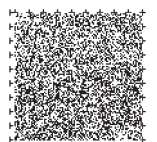
そのための知識と勇気をぜひもちたいですね。

差別をする人を非難するだけでは、世の中から差別はなくなっていきません。

「どうしてそう思うの？」と尋ねながらその人の考えを知り、あなたが正しいと思う

考えを丁寧に伝えていきましょう。

「差別の根っこを取りのぞく」という視点をもつことが大切です。



みんなで守ろう！ 高齢者の人権

全国的に高齢化が急速に進む中、65歳以上の人口は全国で3,600万人を超え、高齢化率は29%と上昇を続けています。

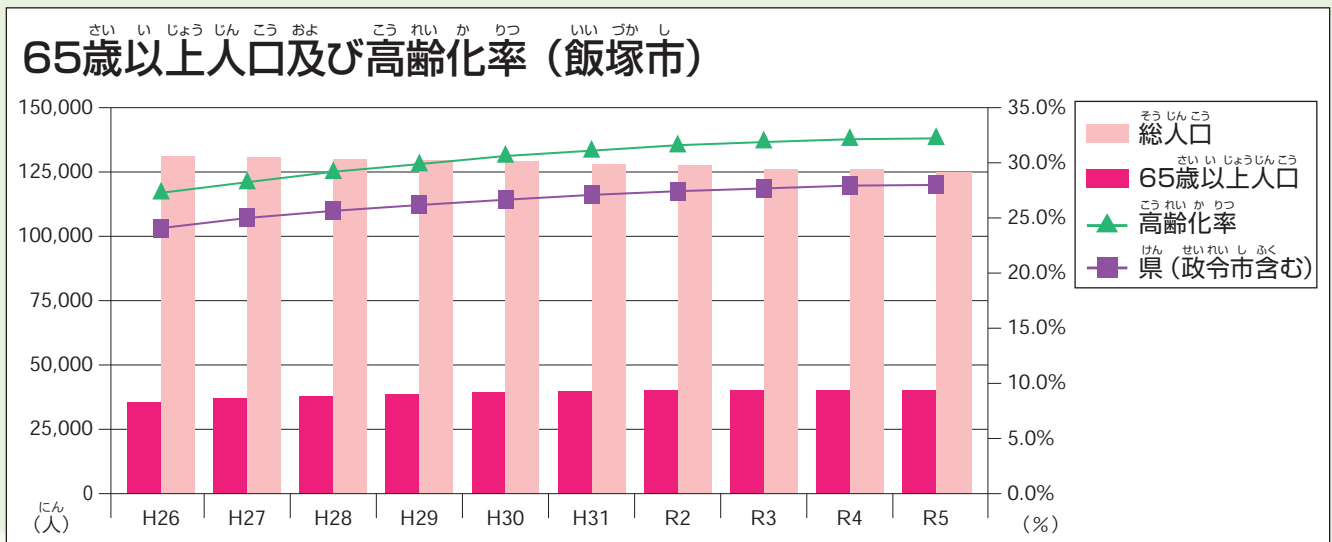
今後も続く超高齢社会の中で、高齢者が安心して生き生きと暮らせる社会にするため、高齢者の人権問題について関心と理解を深めていきましょう。

※超高齢社会：65歳以上の人口の割合が全人口の21%を占めている社会

飯塚市における高齢化の現状

本市の高齢化率は、全国・福岡県に比べてやや高い水準にあり、2023（令和5）年4月現在、総人口125,159人に対して65歳以上の人口が40,000人を超え高齢化率は32.2%となっています。さらに「団塊の世代」が75歳以上の後期高齢者となる2025（令和7）年には、高齢化率は32.6%に達すると推定されています。

今後、本市の総人口は減少傾向が続き高齢化率は増加していく見込みです。

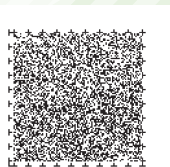


(出典) 福岡県HP「福岡県の高齢者人口及び高齢化率の推移」より抜粋

高齢者への人権侵害

急速に進行する高齢化に伴い、高齢者に対する就職差別、介護施設や家庭などにおける身体的・心理的虐待、高齢者の家族などによる無断の財産処分（経済的虐待）など、高齢者の人権が侵害される事例が多発し、社会問題となっています。

その中でも高齢者の人権侵害が深刻な詐欺や虐待について、紹介します。



詐欺にあわないために知識を身につけよう

高齢者のなかには、健康や生活の不安を抱えている人も多く、身近に相談相手がいらないなど日々孤独を感じながら生活している人も少なくありません。そういった高齢者の心理を巧みに利用する詐欺が多発しています。

トラブルにあわないために、詐欺の事例や手口などの「情報」を集めて、詐欺から身を守りましょう。

よくある詐欺の手口を紹介します

オレオレ詐欺

親族、警察官、弁護士などを装い、親族が起こした事件・事故に対する示談金などを名目に金銭などをだまし取る手口です。

架空料金請求詐欺

未払いの料金があるなど架空の事実を口実とし金銭などをだまし取る手口です。

預貯金詐欺

県や市区町村などの自治体や税務署の職員などを名乗り、医療費などの払戻しがあるからと、キャッシュカードの確認や取替の必要があるなどの口実で自宅を訪れ、キャッシュカードをだまし取る手口です。

還付金詐欺

市役所や税務署、社会保険事務所などの職員を名乗り、医療費や税金などを還付する手続であるかのように装い、お金をだまし取る詐欺。ATMを操作させ、自己の口座から相手方の口座へ現金を振り込ませるなどの手口です。

キャッシュカード詐欺

警察官などと偽って電話をかけ「キャッシュカード（銀行口座）が不正に利用されている」「預金を保護する手続をする」など、嘘の手続を説明した上で、キャッシュカードをすり替え盗み取る手口です。



この他にも、融資保証金詐欺、金融商品詐欺、ギャンブル詐欺、交際あっせん詐欺などの手口がありますので、詐欺ではないかと、少しでも不審に感じたら、まず警察に電話しましょう！

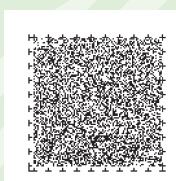
飯塚警察署

電話 (0948) 21-0110 または最寄りの派出所へ
「警察相談専用電話 #9110」

飯塚市消費生活センター

契約トラブルや商品の苦情など、消費生活に関する困りごと
電話 (0948) 22-0857 「消費者ホットライン 188」

「電話でお金」はすべて詐欺！すぐ相談！



し ふせ こう れい しゃ ぎゃく たい 知って防ごう高齢者への虐待

すべての人が安心して住み慣れた家庭や地域で暮らし続けていけるよう、高齢者への虐待を
ふせ 防ぎましょう。

けい ざい てき ぎゃく たい
経済的虐待



ひつ ぼう きん せん わた
必要な金銭を渡さない・
ほん にん ねん きん よ ちよ きん かつ て
本人の年金や預貯金を勝手に
つか
に使う など

しん たい てき ぎゃく たい
身体的虐待



なく け ぶ り
殴る・蹴る・つねる・無理や
り しょく じ ぐち い
り 食事を口に入れる など

しん り てき ぎゃく たい
心理的虐待



ど な
怒鳴りつける・ののしる・
わる ぐち い む し
悪口を言う・無視する など

ぎゃく たい
**虐待には
5つの種類が
あります**

かい ご せ わ ほう き ほう にん
介護・世話を放棄・放任



しょく じ あた にゅう ぶく
食事を与えない・入浴を
させない・オムツを交換し
ない など

せい てき ぎゃく たい
性的虐待



せい てき こう い きょう ぶう
性的行為を強要する など

なぜ虐待は起きるのでしょうか？

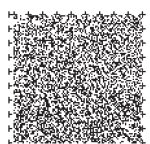
高齢者虐待の起る要因はさまざまですが、介護をしている家族などが心身ともに疲労し、
精神的に追いつめられ、その結果虐待に至ってしまうケースも少なくありません。

介護者のみがすべてを背負い込み、疲れ、孤立しないよう手立てをとることが急務です。

- 高齢者の悲鳴が毎日聞こえる
- 不自然なげがが多い
- 介護者に疲れが見える など

SOSのサインを見逃さずに！

虐待かな？と思ったら、
まずはご連絡・ご相談ください



介護の負担軽減や悩み相談：高齢介護課 電話 22-5500 (内線1140～1143)

認知症の人を支援するための取組

高齢化の進行とともに、認知症の人も増加しています。国の統計によると、我が国における認知症の人の数は2012（平成24）年で約462万人、65歳以上の高齢者の約7人に1人、2025（令和7）年には約5人に1人になると推計されています。

このような状況を踏まえ、本市では、認知症に対する普及啓発及び認知症を支える地域づくりの一環として、「認知症サポーター」の養成や「介護予防教室」を地域のいきいきサロン（各自治会等）などで開催しています。

認知症サポーター養成講座を受講した人は、「認知症の人を支援します」という意思を示す目印の「認知症サポーターオレンジリング」をお渡ししています。



認知症サポーター
オレンジリング

※認知症サポーター：認知症を正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人や家族を温かい目で見守る「応援者」のことです。

地域における見守り体制の充実で高齢者の孤立を防ごう

一人暮らしなどにより日常生活に不安を抱える高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、地域において日常的に見守りが行われることが大切です。

本市では、高齢者の見守り活動を、民生委員が中心となって福祉委員や地域関係者の協力を得ながら実施しています。

さらに、新聞配達をはじめとする宅配業者やライフライン事業者などの民間事業者と協定を結び、それぞれの業務活動の中で高齢者を見守る取組を行っています。

このように、地域～事業者～社会福祉協議会などが相互に連携して支え合う地域づくりを促進し、日常的な見守りを継続していくことが大切です。



高齢者の人権擁護の推進に向けて

高齢化の進行による一人暮らしや認知症などの高齢者の増加に伴い財産をめぐるトラブル、虐待、悪質詐欺など高齢者の権利に係る問題が全国的に深刻化しています。

本市でも、全国的な傾向と同様に、権利擁護関連の相談件数が増加しています。

このような問題に対応するため、地域包括支援センターを中心に地域の関係機関が連携し、これらの権利擁護対策を進めていきます。※地域包括支援センター：介護・医療・保健・福祉などの側面から高齢者やその家族の包括的な支援を行うところ

このような問題にあらゆる方面から対応するため、本市では高齢者保健福祉計画を策定し、すべての高齢者が尊重され、住み慣れた地域で生きがいを持ち、お互いに支え合いながら健康で安心して暮らせるまちづくりを進めています。



共生社会と障がいのある人の人権

共生社会の実現のために

共生社会とは、障がいのあるなしにかかわらず、女性も男性も、高齢者も若者も、すべての人がお互いの人権や尊厳を大切にし、支え合い、誰もが生き生きとした人生を享受することができる社会のことです。

障がいへの考え方の変化 ～医学モデルから社会モデルへ～

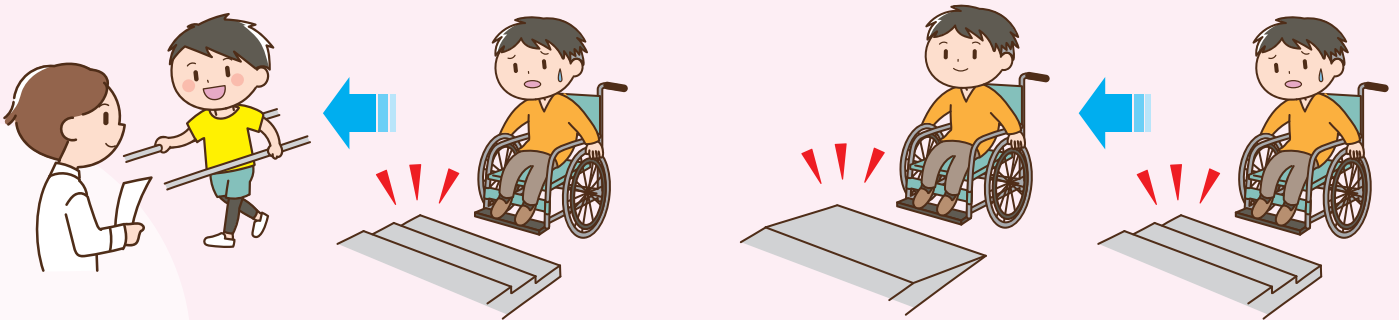
現在では、障がいのある人にとっての生きづらさの原因が、個々の心身機能の障がいではなく、生きづらい障壁を生み出す社会にあるという考え方に大きく変わってきています。この考え方を社会モデルといいます。

医学モデル

障がいのある人が日常生活において制限を受けるのは「その人に障がいがあるから」であり、訓練やリハビリによって乗り越えるべきである、と考えられてきました。
これを「医学モデル」といいます。

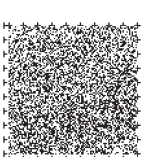
社会モデル

社会が人の多様性に対応できていないために、多くの障壁を生みだし、それが障がいとなっているため、社会がそれを取り除いていかなければならないとする考え方。
これを「社会モデル」といいます。



共生社会実現のためには、この「社会モデル」の考え方の推進と社会に存在するさまざまな障壁（バリア）を取り除いていかなければなりません。

障がいのある人への差別を解消するため、「障害者基本法」の改正や「障害者差別解消法」の制定などにより、不当な差別の禁止や社会に存在するさまざまな障壁（バリア）を取り除くよう、合理的配慮の義務化が進められています。



※法律の改正により、2024（令和6）年4月1日から事業者による障がいのある人への合理的配慮が努力義務から義務となります。

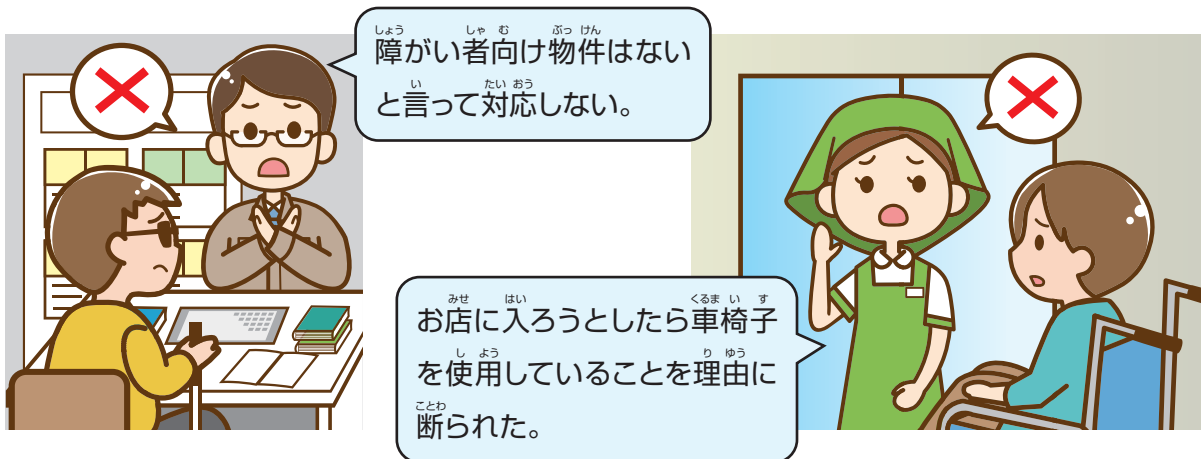
1. 障害者差別解消法とは？

「障がい理由とした差別」をなくすための法律です。

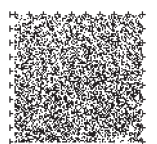
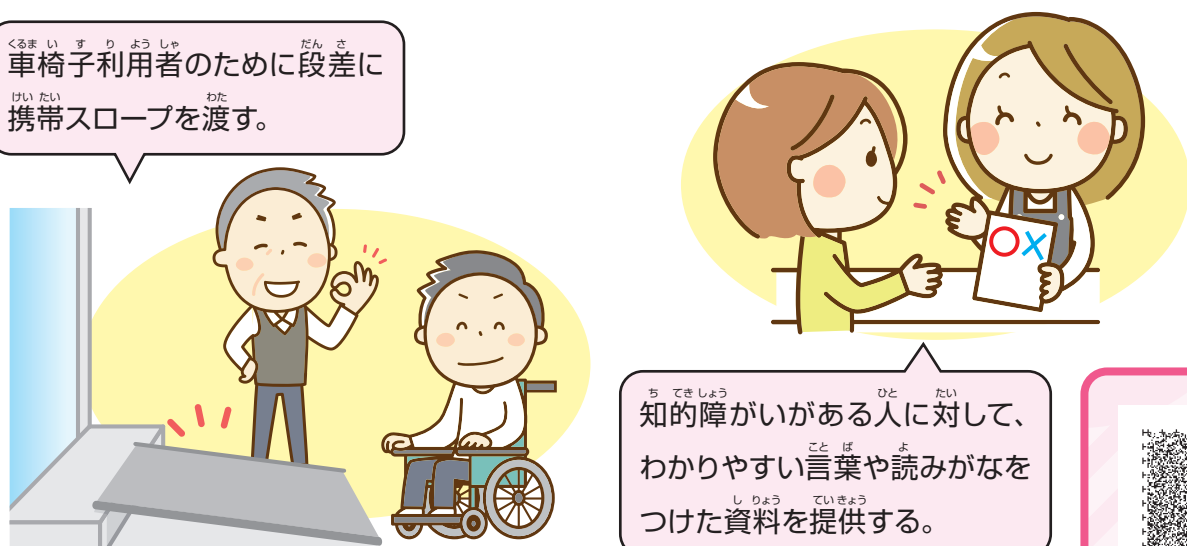
この法律は、障がいのあるなしにかかわらず、お互いの人格や個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目標としています。

法が求める2つのこと

- ① 「不当な差別的取扱い」の禁止（障がいのある人に対して正当な理由なく、障がいを理由としてサービスの提供を拒否することや、場所や時間帯などを制限したり、障がいのない人にはつけないような条件をつけることなどを禁止する。）



- ② 「合理的配慮の提供」をする（障がいのある人から社会のバリアを取り除くための意思が伝えられたとき、負担が重すぎない範囲で対応する。ただし、対応できない場合はその理由を説明し、代わるものを提案する。）



2. バリアフリーってなんだろう？

「バリア」とは、英語で障壁（かべ）という意味です。バリアフリーとは、生活の中で不便を感じることを、さまざまな活動をするときに障壁になっている壁をなくす（フリーにする）ことです。

バリア（社会的障壁）はどこにある？

障がいのある人は、社会の中でどんなことにバリアを感じているのでしょうか。

4つのバリア

1 物理的なバリア

公共交通機関や道路、建物など利用する人の移動を困難にすること。

- 階段しかない建物
- 駅のホームと電車の隙間・段差
- 車いすの人に届かない位置にあるボタン
- 通りにくい通路（狭い、急こう配、床が滑りやすいなど）



2 制度的なバリア

社会のルールや制度によって、障がいのある人が能力以前の段階で機会の均等を奪われること。

- 盲導犬同伴の受け入れ拒否
- 就職や資格試験受験の際の、障がいを理由とする制限



3 文化・情報面でのバリア

情報の伝え方が不十分であるために、必要な情報が平等に得られないこと。

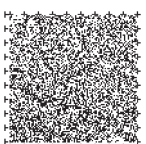
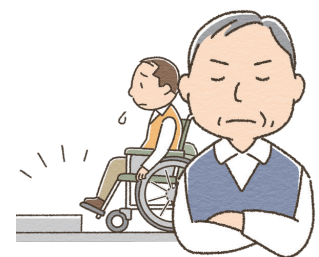
- タッチパネル式のみの操作盤など、視覚障がいのある人にとって利用が困難なもの
- 手話通訳のないイベント・講演会、駅や車内での音声アナウンスなど、聴覚障がいのある人にとってわかりにくいもの



4 意識上のバリア（心のバリア）

周囲からの心ない言葉、偏見や差別、無関心など、障がいのある人を受け入れないこと。

- 精神障がいのある人は何をするか分からないから怖いといった偏見
- 障がいがある人に対する無理解、かわいそうな存在だと決めつけること



3. 私たちができることから始めよう

「心のバリア」をなくしましょう

バリアフリーを実現するためには、物理的な問題をなくすだけでなく、私たちがちょっとした心がけでできる、心のバリアフリーが大切です。

「困っている人に気づくこと」「声をかけること」「バリアを感じている人の身になって考え、行動を起こすこと」から始まります。

「心のバリアフリー」には、大切な3つのポイントがあります。

- 1 障がいのある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障がいの社会モデル」を理解すること。
- 2 障がいのある人（及びその家族）への差別（不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供）を行わないよう徹底すること。
- 3 自分とは異なる条件を持つ多様な他者とコミュニケーションを取る力を養い、すべての人が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培うこと。

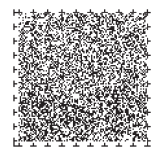
「ユニバーサルデザイン2020 行動計画」より引用

障がいのある人だけでなく、高齢者や妊婦など、誰でも安心して暮らしていけるように、私たちの生活の壁になっているものをなくすことは大切なことです。

共生社会の実現に向け、すべての人が平等に社会で輝き続けるためには、行政機関や民間事業者のみならず、社会を構成する一人ひとりがこのことをしっかりと理解し、具体的な行動へとつなげることが大切です。



心のバリアフリーを実践し、バリアのない社会へと広げていきましょう。



飯塚市の条例

『差別の解消を目的とした飯塚市の条例』

飯塚市

部落差別をはじめ

あらゆる差別の 解消の推進に 関する条例

平成28年に、国において、人権を守り差別の解消を目的とした個別の法律「障害者差別解消法」、「ヘイトスピーチ解消法」、「部落差別解消推進法」の三法が施行されました。
飯塚市においても、部落差別をはじめ障がい者、外国人への差別等あらゆる差別の解消を推進し、市民一人ひとりの人権が大切にされる人権尊重のまちづくりを進めるため、既定の条例を改正し、平成30年4月1日から施行しております。

第1条 (目的)

この条例は、すべての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法及び部落差別の解消の推進に関する法律(平成28年法律第109号)をはじめとする差別の解消を目的とした法令の理念にのっとり、部落差別をはじめ、障がい者、外国人への差別等あらゆる差別(以下「差別」という。)の解消を推進し、人権擁護を図り、もって差別のないまちづくりを実現することを目的とする。

第2条 (市の責務)

市は、前条の目的を達成するため、国及び県との適切な役割分担を踏まえ、連携を図り、必要な施策を積極的に推進するとともに、行政のすべての分野で市民の人権意識の高揚に努めるものとする。

第3条 (市民の責務)

市民は、相互に基本的人権を尊重し、自らも人権意識の高揚に努めるとともに、差別をなくすための施策に協力するものとする。

第4条 (相談体制の整備)

市は、国及び県との適切な役割分担を踏まえ、差別に関する相談に的確に応じるために必要な相談体制の整備に努めるものとする。

第5条 (教育及び啓発活動の充実)

市は、国及び県との適切な役割分担を踏まえ、差別をなくすために必要な教育及び啓発活動を行うものとする。

第6条 (推進体制の充実)

市は、差別をなくすための施策を効果的に推進するため、国、県及び各種関係団体と連携を図り、推進体制の充実に努めるものとする。

第7条 (実態調査)

市は、差別をなくすための施策の実施に資するため、その実態に係る調査を行うものとする。

第8条 (委任)

この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

詳しくは、市のホームページをご覧ください。

一人で悩んでいませんか?



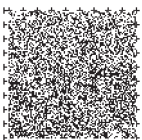
「人権相談員」を配置しました(男女各1名)

部落差別問題をはじめ、あらゆる差別について人権相談に応じます。訪問による相談も行ないますので、下記までご連絡ください。

☎0948-43-4764

飯塚市 市民協働部 人権・同和政策課 ☎0948-22-5500

(飯塚市で制作した人権ポスター)



部落差別をはじめ、あらゆる差別を解消し、一人ひとりの人権が尊重されるまちづくりをさらに進めていきましょう。

差別解消に関する国の法律

「人権三法」とは、国が差別の解消を目指して施行した、次の三つの法律のことを指します。これらの法律の趣旨を正しく理解し、差別のない社会を実現しましょう。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律【障害者差別解消法】

この法律は、障がいのある人への差別をなくすことで、障がいのある人もない人も互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることを目的としています。
(平成28年4月1日施行)

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律【ヘイトスピーチ解消法】

この法律は、特定の民族や国籍の人々を排斥し、不安や差別意識を生じさせることになりかねない差別的言動（ヘイトスピーチ）の解消を目的としています。（平成28年6月3日施行）

部落差別の解消の推進に関する法律【部落差別解消推進法】

この法律は、現在もなお部落差別が存在するため、差別は許されないものという認識のもと、部落差別のない社会を実現することを目的としています。（平成28年12月16日施行）

新作DVDの紹介

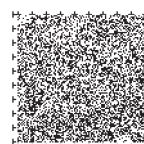
（※プロジェクター等の貸出を行っておりますので、お気軽にご利用ください）

- バースデイ (37分) (性的少数者の人権)
- あなたの笑顔がくれたもの
～周りから見えにくい障がい・生きづらさ～ (37分)
(障がいのある人の人権)
- 知りたいあなたのこと3
～きこえない人の生活・気持ち～ (21分) (障がいのある人の人権)
- 部落の心を伝えたいシリーズ第33巻
12年後の決断 (28分) (部落差別問題)
- 破戒
全国水平社創立100周年記念映画 (120分) (部落差別問題)



せんこくすいへいしゃそうりつ しゅうねんきねんえいがせいさくいいんかい
©全国水平社創立100周年記念映画製作委員会

● 申し込み TEL 0948-26-1178 FAX 0948-23-7048
人権・同和政策課（立岩人権啓発センター内）



人権問題啓発活動

飯塚市の人権問題啓発活動

同和問題啓発強調月間（7月1日～7月31日）

飯塚市では、毎年7月の「同和問題啓発強調月間」にあわせ、各種の啓発活動を行っています。

2023（令和5）年度は市内各所にて街頭啓発を実施しました。また、講演会については、イヅカコスモスモモン他市内5ヶ所で、「部落差別問題は解決する～全国・全九州水平社創立100周年を迎えて～」という演題で福岡県立大学名誉教授の森山沾一さんにご講演いただきました。



街頭啓発の様子



講演会の様子

【講演会アンケートより】

部落差別の歴史的背景から学ぶ良い機会となりました。ただ知識として学ぶだけでなく、一人ひとりの個を大切にしながら認め合う社会の実現へ向けて、日頃からの意識のあり方を改めて考え直す機会となりました。

飯塚市部落解放研究集会

～人権フェスティバル～（10月14日）

飯塚市人権教育・啓発推進協議会主催による第51回飯塚市部落解放研究集会は、10月14日（土）に、飯塚市総合体育館において多数の参加者を迎え開催されました。基調提案後、全国水平社創立100周年記念映画「破戒」を上映しました。



人権・同和問題啓発コーナー展示

イヅカコミュニティセンター1階常設展示コーナーにおいて、部落差別問題をはじめとするさまざまな人権問題に関わるパネルを年間5期に分けて展示しています。

令和5年11月28日～令和6年2月4日まで、飯塚市内小中学生の人権標語・人権ポスターの展示を行っています。



ほう じん じん けん どり くみ
NPO法人 人権ネットいづかの取組

「NPO法人人権ネットいづか」は、飯塚市より、人権啓発事業の委託を受け、各自治会・サークル・企業などに出向き、人権問題の学習会や、講演会を実施しています。人権問題についての学習などの要望がありましたら、気軽にお声かけください。

市民のみなさまの参加をお待ちしています。

NPO法人人権ネットいづか (TEL・FAX 0948-24-7582)



じん けん
人権ネットいづかHP

じ ち かい
●自治会で

自治会より依頼を受け、いろいろなテーマで人権研修を行っています。近隣の公民館などで開催されるので、気軽に参加できます。また、「いきいきサロン」などでも実施されているところもあります。



ち いき
●地域で

筑穂、穂波、颯田、庄内では地区単位で人権講演会を行っています。

*穂波：人権講演会 まちづくり協議会との共催（年1回）、校区単位講演会（年5回）

*筑穂：人権を考える会「かがやき」（年4回）

*庄内：人権ビデオ上映会（年6回）

*颯田：人権を考える会「あおぞら」（年3回）



かく こう りゅう
●各交流センターで

全交流センターで、サークルの開講式や各サークル単位で人権研修を実施しています。

また、まちづくり協議会において、人権研修を実施されているところもあります。



し じん たい しょう こう えん かい
●市民対象の講演会

市民のみなさまを対象に年2回講演会を実施しています。

*「弁護士夫婦のカラフルな日々」【2023年9月16日実施】

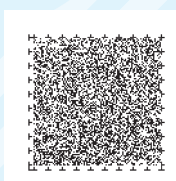
～LGBTQのこと、僕のこと、あなたのこと～

講師：南和行さん（弁護士）

*2024年2月には、沖縄国際大学大学院教授の前泊博盛さんを予定しています。

き ぎょう じ ぎょう しょ
●企業・事業所で

飯塚市内の企業・事業所または公的機関より依頼を受け、人権啓発研修を行います。



人権に関する様々な相談窓口

部落差別などの人権相談

飯塚市人権相談員(直通)

☎0948-43-4764 FAX0948-23-7048

女性の人権に関する相談

飯塚市男女共同参画推進センター(サンクス)

☎0948-22-7058 FAX0948-22-3609

配偶者暴力相談支援センター(DVに関する相談)

☎0948-29-0071

福岡県筑豊労働者支援事務所(労働に関する相談)

☎0948-22-1149 FAX0948-22-4118

性犯罪被害相談窓口(警察)

#8103

ストーカーや家庭内暴力

悪質商法などの相談窓口(警察) #9110

高齢者の人権に関する相談

飯塚市高齢介護課

☎0948-22-5500(内線1140~1143)

FAX0948-25-6214

外国人の相談

Fukuoka Multilingual Assistance and Information Center (MAIC)
fukuka-maic@kokusaihiroba.or.jp

外国語人権相談ダイヤル ☎0570-090-911

福岡県外国人相談センター(多言語相談) ☎0120-279-906

障がい児(者)、

発達障がいなどに関する相談

飯塚市・嘉麻市・桂川町

障がい者基幹相談支援センター

☎0948-43-4006 FAX0948-43-4021

※障がい者基幹相談支援センターでは、自立支援・相談支援・虐待防止などの相談を受けています。

児童虐待・子育てなどの相談

児童相談所全国共通ダイヤル(通話無料)

☎189(いちはやく)

田川児童相談所

☎0947-42-0499 FAX0947-42-0439

飯塚市子どもなんでも相談

☎0948-26-7733

飯塚市子育て支援課家庭児童相談室

☎0948-22-5500(内線1127・1128)

FAX0948-21-9508

みんなの人権110番

電話をかけた場所の最寄りの
法務局/地方方法務局につながります。

☎0570-003-110

子どもの人権110番

通話無料

☎0120-007-110

女性の人権ホットライン

☎0570-070-810

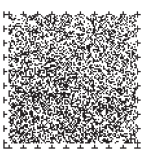
さまざまな悩み、インターネット・SNS(LINE・チャット)での相談

法務省

インターネット人権相談窓口



SNS相談などを行っている
団体一覧(厚労省紹介)



監修・発行：飯塚市人権・同和政策課

連絡先：☎0948-26-1178 FAX0948-23-7048 [立岩人権啓発センター]